

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局建築安全課において閲覧できます。

令和六年六月四日

奈良県知事 山下 真

一 許可番号

令和六年三月十四日奈良県指令建第一一二―一五九号

令和六年五月十六日奈良県指令建第一一二―一五九―一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和六年五月二十七日建第一〇三一二号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

五條市住川町六八九番三、七二〇番一及び七二〇番八の各一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

五條市住川町一九七番地

木村弥春

一 許可番号

令和五年九月四日奈良県指令建第一一二―七号

令和六年五月二日奈良県指令建第一一二―七―一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和六年五月二十七日建第一〇三二三号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

天理市上総町一六七番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大和郡山市小泉町一八六一番地の九

カーフ株式会社 代表取締役 川崎洋